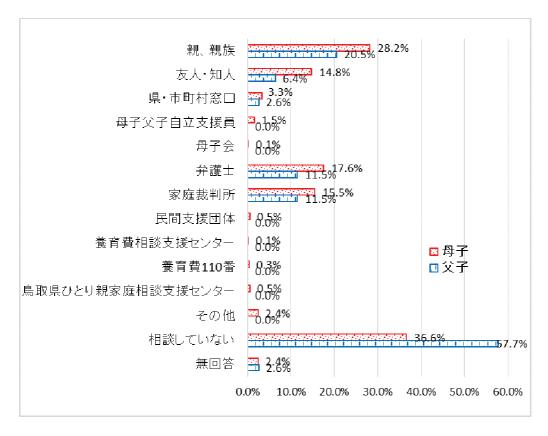
# VI. 養育費·面会交流

## 1 養育費の受給状況

## (1)子どもの養育費についての相談相手(問30)

離婚の際またはその後の養育費に係る相談相手について、母子世帯では「相談していない」が36.6%で最も多く、次いで「親、親族」が28.2%、「弁護士」が17.6%となっている。

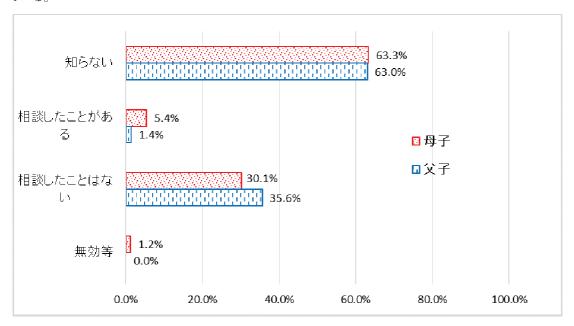
父子世帯では「相談していない」が57.7%で最も多く、次いで「親、親族」が20.5%、「弁護士」、「家庭裁判所」が11.5%となっている。



	母	子	父	子	全	体
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
親、親族	329	28.2%	16	20.5%	345	27.7%
友人・知人	172	14.8%	5	6.4%	177	14.2%
県・市町村窓口	39	3.3%	2	2.6%	41	3.3%
母子父子自立支援員	18	1.5%	0	0.0%	18	1.4%
母子会	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
弁護士	205	17.6%	9	11.5%	214	17.2%
家庭裁判所	181	15.5%	9	11.5%	190	15.3%
民間支援団体	6	0.5%	0	0.0%	6	0.5%
養育費相談支援センター	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
養育費 110 番	4	0.3%	0	0.0%	4	0.3%
鳥取県ひとり親家庭相談支援センター	6	0.5%	0	0.0%	6	0.5%
その他	28	2.4%	0	0.0%	28	2.3%
相談していない	427	36.6%	45	57.7%	472	37.9%
無回答	28	2.4%	2	2.6%	30	2.4%
回答者数	1166	_	78	_	1,244	_

## (2) ひとり親家庭相談支援センターの認知状況(問31)

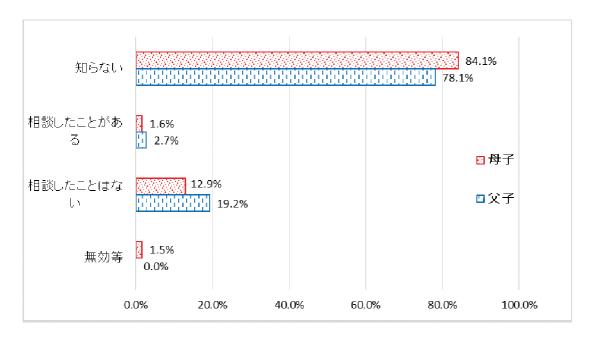
ひとり親が抱える悩みを相談できる県立ハローワーク内に設置されている「ひとり親家庭相談支援センター」について、「知らない」が最も多く、母子世帯では63.3%、父子世帯では63.0%となっている。



	母子		父子		全体	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
知らない	727	63.3%	46	63.0%	773	63. 3%
相談したことがある	62	5. 4%	1	1. 4%	63	5. 2%
相談したことはない	346	30. 1%	26	35. 6%	372	30. 4%
無効等	14	1. 2%	0	0.0%	14	1. 1%
総計	1149	100.0%	73	100.0%	1222	100.0%

# (3)「養育費110番」の認知状況(問32)

養育費の取り決めや面会交流について、弁護士に相談できる「養育費110番」について「知らない」が最も多く、母子世帯では84.1%、父子世帯では78.1%となっている。

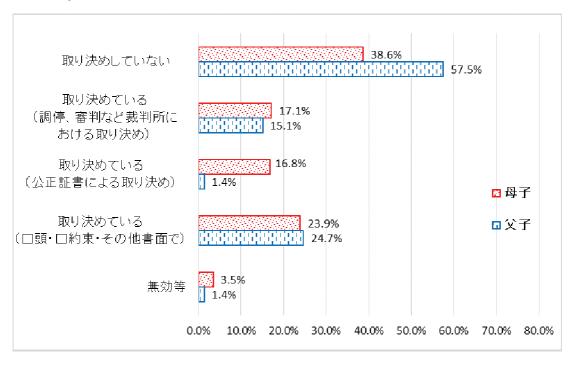


	母子		父	子	全体		
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	
知らない	966	84. 1%	57	78. 1%	1, 023	83. 7%	
相談したことがある	18	1.6%	2	2. 7%	20	1.6%	
相談したことはない	148	12.9%	14	19. 2%	162	13. 3%	
無効等	17	1.5%	0	0.0%	17	1.4%	
総計	1149	100.0%	73	100.0%	1222	100. 0%	

## (4) 子どもの養育費についての取り決め状況(問33)

養育費の取決め状況について、母子世帯は「取り決めをしている」が57.9%、「取決めをしていない」が38.6%となっている。「取り決めをしている」としたうち、「調停、審判など裁判所における取り決め」が17.1%、「公正証書による取り決め」が16.8%、「口頭・口約束・その他書面による取り決め」が23.9%となっている。

また、父子世帯は、「取り決めをしている」が41.1%、「取決めをしていない」が57.5%となっている。「取り決めをしている」としたうち、「調停、審判など裁判所における取り決め」が15.1%、「公正証書による取り決め」が1.4%、「口頭・口約束・その他書面による取り決め」が24.7%となっている。

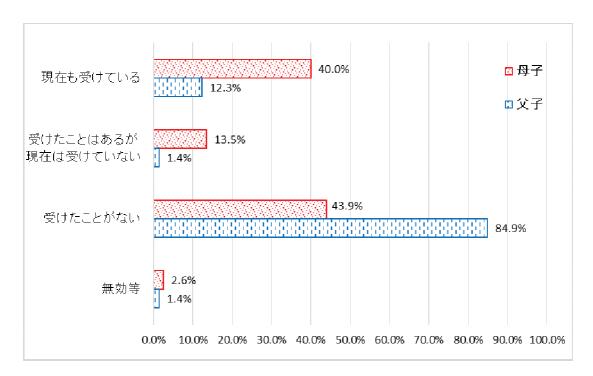


	母子		父	子	全	体
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
取り決めしていない	444	38. 6%	42	57. 5%	486	39. 8%
取り決めている(調停、審判など 裁判所における取り決め)	197	17. 1%	11	15. 1%	208	17. 0%
取り決めている(公正証書による取り決め)	193	16. 8%	1	1. 4%	194	15. 9%
取り決めている (口頭・口約束・その他書面で)	275	23. 9%	18	24. 7%	293	24. 0%
無効等	40	3. 5%	1	1. 4%	41	3. 4%
総計	1149	100.0%	73	100.0%	1222	100.0%

## (5)養育費の受給状況(問34)

養育費の受給状況について、母子世帯は「現在も受けている」が40.0%、「受けたことはあるが現在は受けていない」が13.5%、「受けたことがない」が43.9%となっている。

また、父子世帯は「現在も受けている」が12.3%、「受けたことはあるが現在は受けていない」が1.4%、「受けたことがない」が84.9%となっている。



	母子		父	子	全体	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
現在も受けている	406	40. 0%	9	12. 3%	415	38. 2%
受けたことはあるが	137	13. 5%	1	1. 4%	138	12. 7%
現在は受けていない	137	13. 5%	ı	1.4%	130	12. 1%
受けたことがない	445	43. 9%	62	84. 9%	507	46.6%
無効等	26	2. 6%	1	1.4%	27	2. 5%
総計	1014	100.0%	73	100.0%	1087	100.0%

## (6) 養育費を受給していない理由(問34-2)

養育費を受給していない理由については、母子世帯は「相手と関わりたくないから」が43.0%と最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思ったから」が41.5%、「相手に支払う能力がないと思ったから」が32.4%となっている。

父子世帯は、「相手に支払う能力がないと思ったから」、「相手と関わりたくないから」が40.6%と最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思ったから」が35.9%、「取り決めの交渉がわずらわしいから」が17.2%となっている。

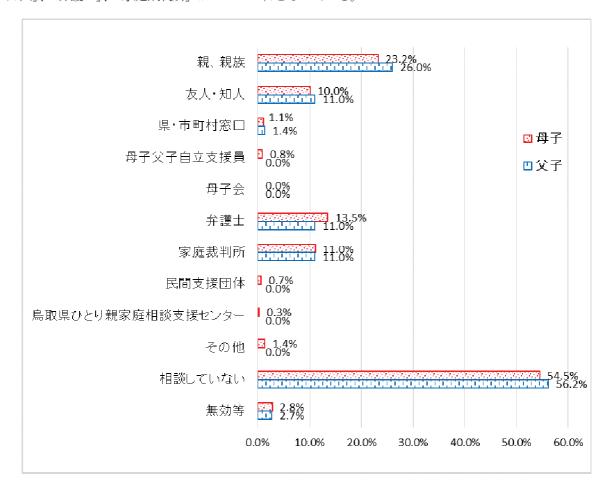
	母	子	父	子	全	体
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
自分の収入等で経済的に問題ないから	18	2.8%	5	7.8%	23	3.2%
取り決めの交渉がわずらわしいから	78	12.1%	11	17.2%	89	12.5%
相手に支払う意思がないと思ったから	268	41.5%	23	35.9%	291	41.0%
相手に支払う能力がないと思ったから	209	32.4%	26	40.6%	235	33.1%
相手に養育費を請求できることを知らなかったから	5	0.8%	0	0.0%	5	0.7%
子どもを引き取った方が養育費を負担する ものと思っていたから	6	0.9%	2	3.1%	8	1.1%
取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから	80	12.4%	2	3.1%	82	11.5%
現在交渉中または今後交渉予定であるから	15	2.3%	0	0.0%	15	2.1%
相手と関わりたくないから	278	43.0%	26	40.6%	304	42.8%
その他	92	14.2%	7	10.9%	99	13.9%
無効等	56	8.7%	9	14.1%	65	9.2%
回答者数	646	_	64	_	710	_

# 2 面会交流の実施状況

## (1) 面会交流についての相談先(問35)

面会交流に係る相談について、母子世帯は「相談していない」が最多で54.5%、次いで「親、親族」が多く23.2%、「弁護士」が13.5%となっている。

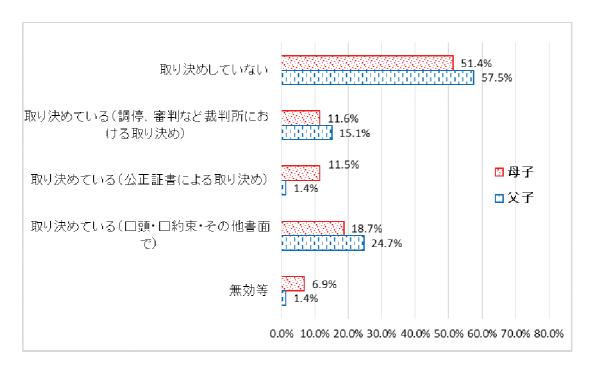
父子世帯は「相談していない」が最多で56.2%、次いで「親、親族」が多く26.0%、「友人・知人」、「弁護士」、「家庭裁判所」が11.0%となっている。



	日	子	父	子	全	体
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
親、親族	248	23.2%	19	26.0%	267	23.4%
友人・知人	107	10.0%	8	11.0%	115	10.1%
県·市町村窓口	12	1.1%	1	1.4%	13	1.1%
母子父子自立支援員	9	0.8%	0	0.0%	9	0.8%
母子会	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
弁護士	144	13.5%	8	11.0%	152	13.3%
家庭裁判所	118	11.0%	8	11.0%	126	11.0%
民間支援団体	7	0.7%	0	0.0%	7	0.6%
鳥取県ひとり親家庭相談支援センター	3	0.3%	0	0.0%	3	0.3%
その他	15	1.4%	0	0.0%	15	1.3%
相談していない	583	54.5%	41	56.2%	624	54.6%
無効等	30	2.8%	2	2.7%	32	2.8%
回答者数	1069	_	73	_	1142	_

# (2) 面会交流の取り決め状況(問36)

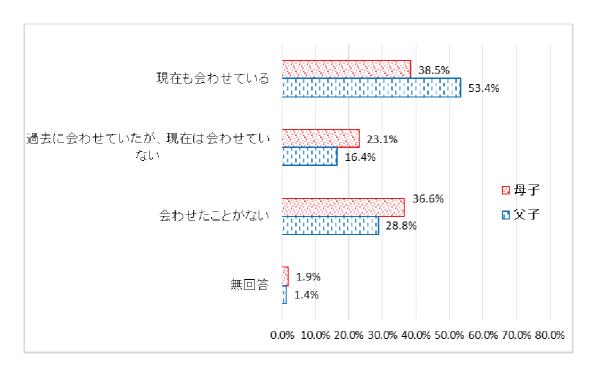
面会交流の取り決め状況について、「取り決めをしていない」母子世帯は51.4%、父子世帯は57.5%となっている。「調停、審判など裁判所における取り決め」をしているのは母子世帯で11.6%、父子世帯で15.1%、「公正証書による取り決め」をしているのは母子世帯で11.5%、父子世帯で1.4%、「口頭・口約束・その他書面による取り決め」をしているのは母子世帯で18.7%、父子世帯で24.7%となっている。



	母子		父	子	全体	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
取り決めしていない	592	51. 4%	42	57. 5%	634	51.8%
取り決めている (調停、審判など裁判 所における取り決め)	133	11. 6%	11	15. 1%	144	11. 8%
取り決めている(公正証書による取り 決め)	132	11. 5%	1	1. 4%	133	10. 9%
取り決めている(口頭・口約束・その 他書面で)	215	18. 7%	18	24. 7%	233	19. 0%
無効等	79	6. 9%	1	1. 4%	80	6. 5%
総計	1151	100.0%	73	100.0%	1224	100.0%

## (3) 面会交流の実施状況(問37)

面会交流の実施状況について、母子世帯では、「現在も会わせている」「過去に会わせていたが、現在は会わせていない」を合算すると61.5%で、「会わせたことがない」が36.6%となっている。 父子世帯では、「現在も会わせている」「過去に会わせていたが、現在は会わせていない」を合算すると69.9%で、「会わせたことがない」が28.8%となっている。

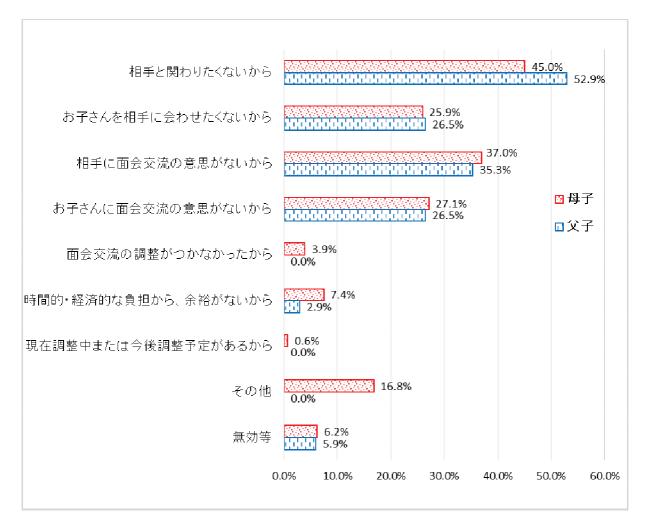


	母子		父子		全体	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
現在も会わせている	390	38. 5%	39	53. 4%	429	39. 5%
過去に会わせていたが、現在は会わせ ていない	234	23. 1%	12	16. 4%	246	22. 6%
会わせたことがない	371	36.6%	21	28. 8%	392	36. 1%
無回答	19	1. 9%	1	1.4%	20	1. 8%
総計	1014	100.0%	73	100.0%	1087	100. 0%

## (4) 面会交流を行っていない理由(問38、問38-2)

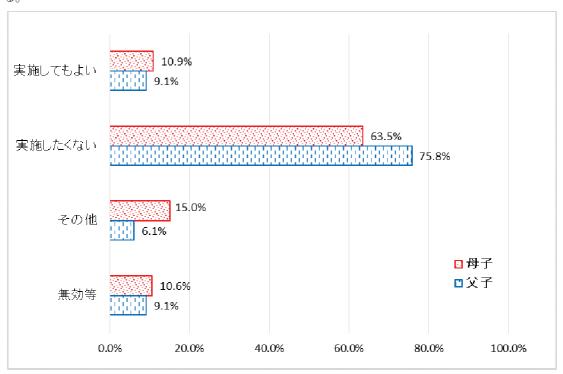
面会交流を行っていない理由として、母子世帯は「相手と関わりたくないから」が45.0%と最も多く、次いで「相手に面会交流の意思がないから」が37.0%、「お子さんに面会交流の意思がないから」が27.1%となっている。

父子世帯は、「相手と関わりたくないから」が52.9%と最も多くなっており、次いで「相手に面会 交流の意思がないから」が35.3%、「お子さんを相手に会わせたくないから」、「お子さんに面会交流 の意思がないから」が26.5%となっている。



	母子		父	子	全	体
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
相手と関わりたくないから	297	45. 0%	18	52. 9%	315	45. 4%
お子さんを相手に会わせたくないから	171	25. 9%	9	26. 5%	180	25. 9%
相手に面会交流の意思がないから	244	37. 0%	12	35. 3%	256	36. 9%
お子さんに面会交流の意思がないから	179	27. 1%	9	26. 5%	188	27. 1%
面会交流の調整がつかなかったから	26	3. 9%	0	0.0%	26	3. 7%
時間的・経済的な負担から、余裕がないから	49	7. 4%	1	2. 9%	50	7. 2%
現在調整中または今後調整予定があるから	4	0. 6%	0	0.0%	4	0. 6%
その他	111	16. 8%	0	0.0%	111	16.0%
無効等	41	6. 2%	2	5. 9%	43	6. 2%
回答者数	660	_	34	_	694	_

子どもと離別した夫(妻)との面会交流を支援する制度(日程調整や子どもの引渡しの支援)があれば面会交流を実施してみたいと思うかについて、母子世帯の63.5%、父子世帯の75.8%が「実施したくない」とし、「実施してもよい」とする母子世帯は10.9%、父子世帯は9.1%となっている。



	母子		父	子	全体		
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	
実施してもよい	66	10. 9%	3	9. 1%	69	10. 8%	
実施したくない	384	63.5%	25	75. 8%	409	64. 1%	
その他	91	15.0%	2	6. 1%	93	14. 6%	
無効等	64	10.6%	3	9. 1%	67	10. 5%	
総数	605	100.0%	33	100.0%	638	100.0%	

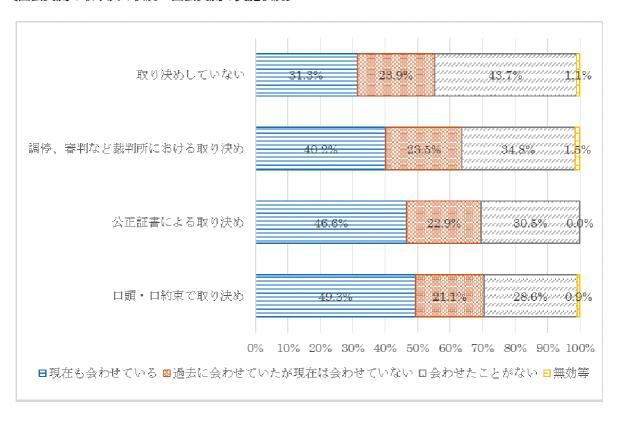
### 2-2 面会交流の取り決め状況別の面会交流の実施状況

### (1)母子世帯

面会交流の取り決めをしていない世帯は、「面会交流を行ったことがある」(「現在も会わせている」「過去に会わせていたが、現在は会わせていない」の合算。以下同じ。)が55.2%、「会わせたことがない」が43.7%となっている。

面会交流の取り決めをしている世帯のうち、「調停、審判など裁判所における取り決め」をしている世帯は、「面会交流を行ったことがある」が63.6%で、「会わせたことがない」が34.8%となっている。「公正証書による取り決め」をしている世帯は、「面会交流を行ったことがある」が69.5%で、「会わせたことがない」が30.5%となっている。「口頭・口約束での取り決め」をしている世帯は、「面会交流を行ったことがある」が70.4%で、「会わせたことがない」が28.6%となっている。面会交流の取り決めを行っている世帯の方が、面会交流を実施している割合が高い傾向にある。

#### [面会交流の取り決め状況×面会交流の実施状況]



		取り決めしてい ない		調停、審判など裁 判所における取 り決め		公正証書による 取り決め		口頭・口約束で取 り決め	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	
現在も会わせている	168	31. 3%	53	40. 2%	61	46. 6%	105	49. 3%	
過去に会わせていた が、現在は会わせて いない	128	23. 9%	31	23. 5%	30	22. 9%	45	21. 1%	
会わせたことがない	234	43. 7%	46	34. 8%	40	30. 5%	61	28. 6%	
無効等	6	1. 1%	2	1. 5%	0	0. 0%	2	0. 9%	
総計	536	100.0%	132	100. 0%	131	100.0%	213	100. 0%	

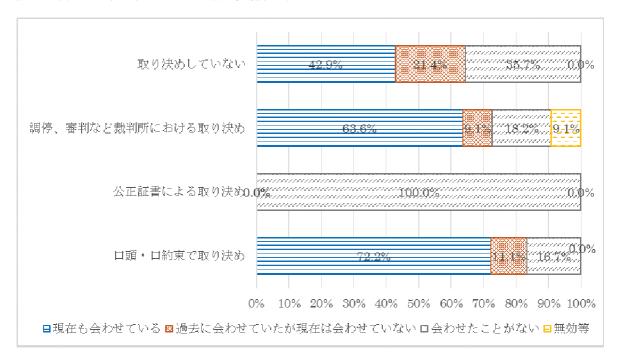
## (2) 父子世帯

面会交流の取り決めをしていない世帯は、「面会交流を行ったことがある」が64.3%、「会わせたことがない」が35.7%となっている。

面会交流の取り決めをしている世帯のうち、「調停、審判など裁判所における取り決め」をしている世帯は、「面会交流を行ったことがある」が72.7%で、「面会交流を行ったことがない」が18.2%となっている。「公正証書による取り決め」をしている世帯は、「会わせたことがない」が100%となっている。「口頭・口約束での取り決め」をしている世帯は、「面会交流を行ったことがある」が83.3%で、「面会交流を行ったことがない」が16.7%となっている。

取り決めの方法にもよるが、面会交流の取り決めを行っている世帯の方が、面会交流を実施している 割合が高い傾向にある。

### [面会交流の取り決め状況×面会交流の実施状況]



	取り決めしてい ない		判所に	判など裁 おける取 <del>た</del> め		書による 決め	口頭・口約束で取 り決め		
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	
現在も会わせている	18	42. 9%	7	63. 6%	0	0. 0%	13	72. 2%	
過去に会わせていた が、現在は会わせて いない	9	21. 4%	1	9. 1%	0	0. 0%	2	11. 1%	
会わせたことがない	15	35. 7%	2	18. 2%	1	100.0%	3	16. 7%	
無効等	0	0. 0%	1	9. 1%	0	0. 0%	0	0. 0%	
総計	42	100.0%	11	100.0%	1	100.0%	18	100. 0%	

### 2-3 面会交流の実施状況別の養育費の受給状況

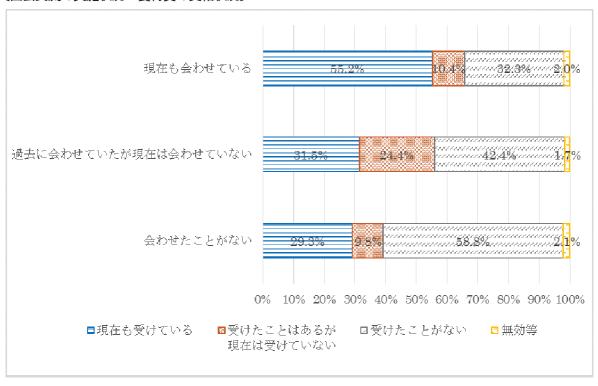
### (1)母子世帯

面会交流について、「現在も会わせている」世帯は、養育費を「現在も受けている」が55.2%、「受けたことはあるが、現在は受けていない」が10.4%、「受けたことがない」が32.3%となっている。

「過去に会わせていたが、現在は会わせていない」世帯は、養育費を「現在も受けている」が31.5%、「受けたことはあるが、現在は受けていない」が24.4%、「受けたことがない」が42.4%となっている。

「会わせたことがない」世帯は、養育費を「現在も受けている」が29.3%、「受けたことはあるが、現在は受けていない」が9.8%、「受けたことがない」が58.8%となっている。 面会交流を行っている世帯ほど、養育費を受給している割合が高い傾向にある。

## 〔面会交流の実施状況×養育費の受給状況〕



	現在も受けて いる		受けたことは あるが現在は 受けていない		受けたことが ない		無効等		
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	総数
現在も会わせている	217	55. 2%	41	10. 4%	127	32. 3%	8	2. 0%	393
過去に会わせていた が、現在は会わせてい ない	75	31. 5%	58	24. 4%	101	42. 4%	4	1. 7%	238
会わせたことがない	113	29. 3%	38	9. 8%	227	58. 8%	8	2. 1%	386

#### (2) 父子世帯

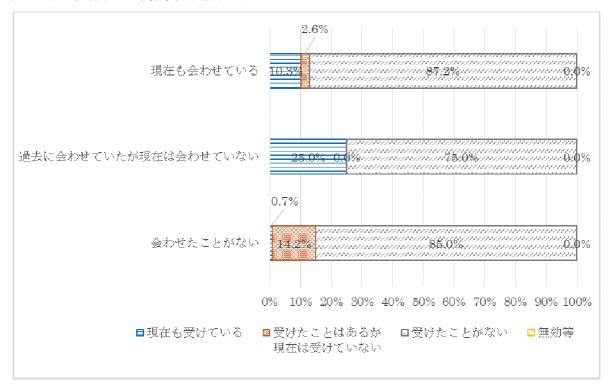
面会交流について、「現在も会わせている」世帯は、養育費を「現在も受けている」が10.3%、「受けたことはあるが現在は受けていない」が2.6%、「受けたことがない」が87.2%となっている。

「過去に会わせていたが、現在は会わせていない」世帯は、「現在も受けている」が25.0%、「受けたことはあるが、現在は受けていない」が0.0%、「受けたことがない」が75.0%となっている。

「会わせたことがない」世帯は、養育費を「現在も受けている」 0.7%、「受けたことはあるが現在は受けていない」が 14.2%、「受けたことがない」が 85.0%となっている。

養育費を受給している父子世帯が少ないため、分析する際は注意が必要であるが、面会交流を行っている 世帯は、養育費を受給している割合がやや高い傾向にある。

## [面会交流の実施状況×養育費の受給状況]



	現在も受けて いる		受けたことは あるが現在は 受けていない		受けたことが ない		無効等		
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	総数
現在も会わせている	4	10. 3%	1	2. 6%	34	87. 2%	0	0. 0%	39
過去に会わせていた が、現在は会わせてい ない	3	25. 0%	0	0. 0%	9	75. 0%	0	0. 0%	12
会わせたことがない	2	0. 7%	38	14. 2%	227	85. 0%	0	0. 0%	267